

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 12 月 16 日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号
日本マニュファクチャリングサービス株式会社
代表取締役社長 小野 文明

当社は、平成 25 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 26 年 1 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 12 月 31 日と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は、平成 26 年 2 月中旬にお届出ご住所にお送りいたします。
- 平成 26 年 1 月 1 日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお問い合わせください。
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話無料)